

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R4. 9. 26	R4. 11. 18	調査報告書 中央卸売市場 (地代) 平成30年12月20日	177		1															(7条3号) 取引事例の情報は、鑑定事業者が独自に調査、入手している鑑定評価等に必要な技術上の情報であり、取引事例が特定された状態で当該情報が公になると、競合他社へ技術上の情報が漏えいすること、取引事例を提供した第三者からの信用の失墜など、法人等の競争上の地位が具体的に侵害されると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	中央卸売市場 管理部財務課
2	R4. 9. 29	R4. 11. 25	環境負荷低減・省エネルギー 等対応設備導入補助金交付財 産処分承認通知書	19		1															事業者の生産技術上又は販売上の情報であり、明らかになることにより、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため	中央卸売市場 事業部業務課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定) 条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。